

別記様式第1号(第8条関係)

令和 6 年 3 月 11 日

朝日町議会議長
阿 部 為 吉 殿

氏 名 長岡 裕二

令和5年度政務活動費に係る収支報告について

朝日町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項(第2項)に基づき、別紙のとおり、令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和5年度政務活動費収支報告書

氏 名 長岡 裕二

1 収 入
政務活動費 110,000 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	91,177円	農水省職員による勉強会・三重県朝日町表敬訪問
研修費	15,000円	地方議員研究会参加
資料購入費	3,905円	④ 別紙のとおり
合 計	110,082円	

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

政務活動費領収書 長岡裕二

領収証 長岡裕二 様 No. _____

★ ￥86,850-
但 議員研修旅費代等 (東京・三重)
2023年11月2日 上記正に領収いたしました



内訳
税抜金額 ￥78,955-
消費税額等(10%) ￥7,895-

11390002015832
☎ 0237(83)1331
山形県知事選管旅行費部 2-216号
野口マサキ・山形県知事選管
〒991-0002 山形県東河内市緑町1-1-1
総合旅行業務取扱管理者 荒木直史
(社)全国旅行業協会会員

領収証

2023年11月9日

長岡裕二 様

★ ￥15,000

但 11/9 14時～ 政活費・報酬・定数を考える現場のヒント

研修会受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-2-2

大阪駅前第2ビル2階5-6号室

TEL 050-6868-9678



Noka 以当りの経費引
別紙参照

4,327円



総計

106,177円也

政務活動費領収書控え

No. 4033

(調査研究費)

②

領収書 No.8771
 現・チ・ク・割引
 日付 '23年11月07日
 車番 10517 000
 メータ運賃 ¥600-
 合計金額 ¥600-
 消費税 10%
 上記の通り領収致しました

お忘れ物は当社へ
 山三交通株式会社
 東京都江東区南砂1-23-15
 TEL 03-3647-8674
 登録番号 T8010601022120

・東駅から
 銀座マートまで
 のタクシー代

③

領収書
 日付 2023年11月07日
 車番 6767
 基本運賃 ¥1500-
 合計 ¥1500-
 (内消費税等 ¥136-)
 現金支払 ¥1500-

登録番号: 18010801018901
 kmグループ 国際自動車 東京営業所
 東京都江東区東雲2-6-1
 忘れ物・領収書問合せ 03-5520-5934
 お客さま相談室 0120-717-039
 km呼ぶなら
 「S.RIDE」
 ダウンロード用QRコード
 <ナビコート>
 A44-4794-0184
 (営業回数4380)

・銀座マートから
 衆議院議員会館までの
 タクシー代

⑤

領収書 No.4033
 現・チ・ク・割引
 日付 '23年11月07日
 車番 1054 000
 メータ運賃 ¥1,500円
 合計金額 ¥1,500円
 上記の通り領収致しました

消費税率 10%
 登録番号: T2011101023399
 (株)グリーンキャブ世田谷
 157-0073
 世田谷区砧1-1-11
 お忘れ物は
 TEL 03-3417-2221
 ご意見、ご要望は
 TEL 03-3205-6622
 タクシーのご用命は
 TEL 03-3203-8181

・議員会館から
 東駅までのタクシー代

⑧

領収書

2023年11月07日
 車番 100343 No.9862 000
 基本運賃 ¥770
 合計金額 ¥770
 決済対象額 ¥770
 決済金額 ¥770
 上記の通り領収致しました
 消費税率 10%
 登録番号
 T8-1800-0102-1177

毎度ご乗車
 ありがとうございます
 柳木交通株式会社
 名古屋市南区要町
 4-10-1

052-613-2341
 お忘れ物お気付きの点等
 上記までご連絡下さい。

名古屋駅からホテルまで
 のタクシー代

No1.	計	4,370-
No2.	"	5,650-
No3	"	7,290-
総計		17,310-
17,310 ÷ 4人		= 4,327-(1人当り)

領収書原本は鈴木義昭議員

(7)

天守閣木造復元への寄附「金シャチ募金」にご協力をお願いします

名古屋市では、国宝第1号でありながら、戦災により焼失してしまった
名古屋城天守閣の木造復元を進めています。

(12)

名古屋城内(正門・東門・総合案内所・本丸御殿内・事務所)や

区役所等に募金箱を設置し皆さま方からの寄附を受け付けております。

復元の趣旨にご賛同いただき、皆さまの格別のご支援を賜りますようお願いいたします。

名古屋城観覧料 500円 × 4 = 2000円

ご注意：観覧券の払い戻し、再発行はいたしません。城内では法令等や係員の指示に従ってください。

・ 国宝第一号の名古屋城観覧料 2,000円

領収証

NO.006
車両番号 名古屋-330-あ-711号

2023-11-09 08:54

¥1,700-

内訳
8% ¥0(消費税 ¥0)
10% ¥1,700(消費税 ¥154)



MKタクシーGroup

T3180001051534
名古屋エムケイ株式会社
〒462-0033
名古屋市北区金田町4-1-1
コールセンター
(24時間) 052-912-5489
お忘れ物は 052-912-5757(代)

領収証

NO.007
車両番号 名古屋-330-あ-711号

2023-11-09 10:11

¥1,950-

内訳
8% ¥0(消費税 ¥0)
10% ¥1,950(消費税 ¥177)



MKタクシーGroup

T3180001051534
名古屋エムケイ株式会社
〒462-0033
名古屋市北区金田町4-1-1
コールセンター
(24時間) 052-912-5489
お忘れ物は 052-912-5757(代)

・ ホタルから名古屋城
記

・ 名古屋城から名古屋駅記

(調査研究費)

103

No. 9694

領 4又

2023年11月09日
車番002017
メーター

000
¥600-

運賃合計 ¥600-

合計 ¥600-

消費税 10%

消費税率

毎度ご乗車ありがとうございます
豊和自動車株式会社
info@miyazono.jp
登録番号:
T1013201005369
お忘れ物、お気付けの点は、
TEL 03(3713)0483

駐車券

圏域セントラル
パーキング

発行者: 山形県道路公社
TEL 028-647-2660
発行番号: T4990006000082
適用消費税率: 10%(税込)

23-11-07 1-0006
06:28

精算 11-09 21:04

駐車時間 2814分36秒

駐車料金 3,690円

割引 0円

合計 4又

前払 0円

現金 3,690円

釣銭 1,310円

#2-923335

3,690円

・地方議員研究会
会場から駅駅迄の
973-代

・山形駅前駅前

領 収 証

発行者 様 No.

山形県道路公社

山形駅前駅前

R5年11月9日 上記正に領収いたしました

収入印紙

山形駅前駅前

鈴木義雄

領収金額

現金

小切手

手形

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

・各自宅から山形駅前迄の往復車代

別紙④

資料購入費

2024年3月1日に発送済み

注文商品

価格

1点 "イヤな"議員になる/育てる!: 選挙のカネの話から、自治体議会改革まで、高井章博

¥1,925

販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品

1点 広報紙面デザイン技法講座—ビジュアル・エディティングへの基礎、長沢忠徳(1953-)

¥1,980

販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品

お届け先住所:

長岡 裕二

990-1411

山形県 西村山郡 朝日町 和合

16

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

一括払い

請求先住所:

長岡 裕二

990-1411

山形県 西村山郡 朝日町 和合

商品の小計: ¥3,905

配送料・手数料: ¥0

注文合計: ¥3,905

ご請求額: ¥3,905

農水省職員による農業基本法勉強会・三重県朝日町訪問・政活費・報酬・定数を考える研修会に参加しての報告書

朝日町町議会議員 長岡裕二

1. 農水省職員より農業基本法の説明を受ける

2023年11月7日に農林水産省職員から、農業基本法に関する説明を受けてきた。これは議会に「食料、農業、農村基本法の見直しに関する請願」が出され令和5年6月議会では継続審議になり、改めて9月議会では委員会でも否決、本会議でも否決であった。

請願内容は「将来に向け国民に安定的に食料を供給していくため、多岐にわたる基本法の見直しに際し(多様な担い手)を基本法にしっかり位置づけるとともに、水田活用の直接支払交付金の見直しや、新たな直接支払制度の導入、ならびにゲタ対策等の経営所得安定対策について見直しを行うもの」であったのだが、なぜそれが否決になったか。農業基本法の概要、改正内容、今後の取り組みについて聞いてみた。

①農業基本法の制定背景

農業基本法は、1961年に制定された法律である。高度経済成長期における農村の疲弊や農業従事者の減少を背景に、農業の振興と農村の活性化を目的として制定された。農業基本法は、以下の基本理念に基づいている。

- 農業は国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に不可欠な基幹産業であること
- 農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保すること
- 農業従事者の所得の増大及び生活水準の向上を図ること
- 農業構造の改善を図り、農業の近代化及び合理化を促進すること

また農業基本法の主な内容は以下の通りである。

- 農業政策の基本目標
- 農業生産の増大
- 農業従事者の所得の増大及び生活水準の向上
- 農業構造の改善

②論点の農業基本法の改正は。

改正背景

近年、農業を取り巻く環境は大きく変化している。グローバル化の進展、食料需給の不安定化、農業従事者の高齢化などが課題となっている。こうした状況に対応するため、最近では農業基本法は 2018 年に改正された。

③改正内容

改正内容は以下の通りである。

- 食料安全保障の強化
- 農業の担い手づくり
- 農業経営の規模拡大
- 農業の多角化
- 農村の活性化

④今後の取り組み

農水省は、改正された農業基本法に基づき、以下の取り組みを進めている。

- 食料安全保障の強化
- 農業の担い手づくり
- 農業経営の規模拡大
- 農業の多角化
- 農村の活性化

⑤質問では

- 農業基本法に基づく具体的な施策について教えてください。
- 農業従事者の高齢化や担い手不足に対してどのような対策を講じていますか？
- 農業経営の規模拡大をどのように支援していますか？
- 農業の多角化をどのように促進していますか？
- 農村の活性化をどのように進めていますか？

など質問が相次いだ。

⑥感想として

農水省職員による説明は、農業基本法の理解を深める上で非常に有益であった。農業基本法が制定された背景、基本理念、改正内容、今後の取り組みについて詳しく学ぶことができた。なぜ当議会では、時代に合わせ5年毎見直しされる基本法の請願が否決になったのか。それは農業者にとってよい採決だったのか。甚だ疑問だ。

2. 三重県朝日町を訪問して

予定時間よりもオーバーしての視察で、それだけ三重県朝日町の地域づくりの施策を聞いて興味深い時間を過ごした訪問だった。特に少子化、定住促進の問題が取り沙汰されている中で、幼保育園児併せて400人小中学生併せて1200人以上など、その子どもたちの人数に驚愕「働き方改革」の中で児童クラブ9施設や保育士さんの仕事のやり繰り方法など、役場職員はじめスタッフの皆さんの努力を感じた。役場の隣りに建っている小学校は生徒数が多く、文化財の円形の校舎は改築することができなく、グラウンドにプレハブの教室を作り授業を行っているという。

また防災アプリなど災害情報を素早く町民に伝達する方法は、四日市市はじめ他市町も朝日町に習って導入したことを聞いた。当町も登録制の朝日町防災情報メールはあるが、それらを比較しより良いシステムになり町民に素早く情報提供できるように議会側から提案していきたいと思う。また郷土資料館は会議室にもなり拡張性も高く参考になった。

ただ条件の良い地域と山間部とでは、人的交流の面でもハンディはあるかもしれないが「ここに住みたい。住ませたい」考えは同じである。ぜひ当町でも一人でも多くの人が行き来し、住みたい住ませたい町になってもらいたいものだ。また三重県朝日町は都市に近く、過疎債など有利な起債が使えないことが、町づくりにとって痛し痒しのジレンマがあるのかもしれない。どこにも悩みはあるようだ。

最後に対応していただきました荒木副町長、駒田企画情報課長と準備等をしていただいた稲垣総務課長に感謝を申し上げたい。

「政務活動費・報酬・定数を考える現場のヒント」の地方議員研修会に参加して。

まずは参加者の少なさに驚いたが、講師から「政務活動費の運用の仕方に誤りがあった場合。すぐ謝りなさい」が印象に残った。後、定数問題について大森瀧氏(政治学者・自治体・行政学・地方自治論)は「三人のうち一人は議長役となり残り二人が対立すると、団体意思の確定の必要上、議長に決定権が集中してしまうため最小定数は四人」とされるとのテキストに。人口減に伴い究極の議会の定数はそこまでいくのかと感じたが、講師は「指標としての常任委員会×討議できる人数は6名とし、委員長以外を奇数するなら8人が妥当」との話であった。将来的にそこに落ち着くのかと感じるが、定数の縛りがあった自治法から議会定数の上限が撤廃された現在、議員の考えと町民の考えが合致する議論を深めていかなければと改めて感じた。